第百三十三条　技術協力

1　国際事務局は、国際的な技術協力の分野において郵便に関するあらゆる形態の技術援助の増進を図ることを任務とする。

第百三十四条　国際事務局の供給する証票

1　国際事務局は、国際返信切手券を作成し、これを請求する加盟国及びその指定された事業体に対して実費で供給することを任務とする。

第百三十五条　限定連合の文書及び特別取極

1　万国郵便連合憲章第八条の規定に基づいて締結された限定連合の文書及び特別取極は、当該限定連合の事務局又は当該事務局が行わない場合にはこれらを締結した国の一が国際事務局にこれらの写しを二通送付する。

2　国際事務局は、限定連合の文書及び特別取極が連合の文書に定める条件よりも公衆に不利な条件を定めないように監視するものとし、この2の規定により違反の存在を認めた場合には、これを管理理事会に通報する。

3　国際事務局は、この条に規定する限定連合及び特別取極の存在を加盟国及びその指定された事業体に通報する。

第百三十六条　連合の機関誌

1　国際事務局は、利用することのできる書類を参考資料として、ドイツ語、英語、アラビア語、中国語、スペイン語、フランス語及びロシア語により機関誌を編集する。

第百三十七条　連合の活動に関する年次報告書

1　国際事務局は、連合の活動について年次報告書を作成し、管理理事会の運営委員会の承認を得た上で、加盟国、その指定された事業体、限定連合及び国際連合に送付する。

第三章　議案の提出及び審査、採択された決定の通報並びに施行規則及び採択された決定の効力発生

第百三十八条　大会議への議案の提出の手続

1　加盟国による大会議への全ての種類の議案の提出は、2及び5の規定が適用される場合を除くほか、次の手続による。

1.1　大会議の開会日の六箇月前までに国際事務局に到着する議案は、受理される。

1.2　編集上の議案は、大会議の開会日に先立つ六箇月の期間は、受理されない。

1.3　実質的な議案であって大会議の開会日の六箇月前から四箇月前までの期間に国際事務局に到着するものは、少なくとも他の二の加盟国の支持がない限り、受理されない。

1.4　実質的な議案であって大会議の開会日に先立つ四箇月前から二箇月前までの期間に国際事務局に到着するものは、少なくとも他の八の加盟国の支持がない限り、受理されない。その後到着する議案は、受理されない。

1.5　議案に対する支持の通告は、当該議案に係る期間と同一の期間内に国際事務局に到着しなければならない。

2　万国郵便連合憲章及びこの一般規則に関する議案は、大会議の開会の六箇月前までに国際事務局に到着しなければならない。大会議の開会の六箇月前から開会までの間に到着する議案は、当該議案を審査することを大会議に代表を出している加盟国の三分の二以上の多数による議決で大会議が決定しない限り、かつ、1に定める条件が遵守されない限り、審査の対象とされない。

3　各議案は、原則として一の目的のみを有し、かつ、その目的にかなった変更のみを内容としなければならない。また、連合に実質的な支出をもたらすおそれのある議案は、その実施に必要な資金を決定するために、当該議案を提出する加盟国が国際事務局と協議の上作成した財政的影響に関する記載を伴うものとする。

4　編集上の議案には、これを提出する加盟国が「Proposition d'ordre rédactionnel」の記載をその上部に付するものとし、国際事務局は、番号の末尾にRの文字を付してこれを発行する。当該記載のない議案であって同事務局が編集上の問題にのみ関する議案と認めるものは、適当な注を付して発行する。同事務局は、これらの議案の表を大会議のために作成する。

5　1及び4に定める手続は、大会議内部規則に関する議案の提出及び既に提出された議案の修正案の提出については、適用しない。

第百三十九条　大会議から大会議までの間における条約又は約定の改正の議案の提出の手続

1　いずれかの加盟国が万国郵便条約又は約定に関して大会議から大会議までの間に提出する議案は、審査の対象とされるためには、少なくとも他の二の加盟国の支持を得なければならない。この議案は、国際事務局が必要数の支持の通告とともに受領しない場合には、無効となる。

2　1の議案は、国際事務局を通じて他の加盟国に送付される。

第百四十条　大会議から大会議までの間における条約又は約定の改正の議案の審査

1　万国郵便条約及び約定並びにこれらの最終議定書に関する議案は、次の手続に付する。

いずれかの加盟国が国際事務局に議案を送付した場合には、同事務局は、検討のため全ての加盟国に当該議案を送付する。加盟国は、議案の検討及び同事務局への意見の送付のため、二箇月の期間を与えられる。修正は、認められない。この二箇月の期間が経過した後、同事務局は、受領した全ての意見を加盟国に通報し、当該議案に対する賛否を表明するよう各加盟国に要請する。二箇月の期間内に賛否を通告しない加盟国は、棄権したものとみなされる。これらの期間は、同事務局の回章の日付の日から起算する。

2　議案がいずれかの約定又はその最終議定書に関するものである場合には、当該約定の締約国である加盟国のみが、1の手続に参加することができる。

第百四十一条　大会議が行う決定に基づく新たな施行規則の作成に関する議案の郵便業務理事会への提出の手続

1　万国郵便条約の施行規則及び郵便送金業務に関する約定の施行規則は、大会議の行う決定に基づき、郵便業務理事会が作成する。

2　万国郵便条約又は郵便送金業務に関する約定について提案された改正に伴う議案は、関係する大会議の議案とともに国際事務局に同時に提出されるものとし、他の加盟国の支持なしに、一の加盟国が提出することができる。当該議案は、遅くとも大会議の開会の一箇月前までに全ての加盟国に送付される。

3　大会議の終了後六箇月以内に新たな施行規則を作成するために郵便業務理事会が審査する施行規則に関するその他の議案は、遅くとも大会議の開会の二箇月前までに国際事務局に提出される。

4　大会議の決定の結果必要となる施行規則の改正に関する議案であって、加盟国により提出されるものは、遅くとも郵便業務理事会の開会の二箇月前までに国際事務局に到着しなければならない。当該議案は、遅くとも同理事会の開会の一箇月前までに全ての加盟国及びその指定された事業体に送付される。

第百四十二条　郵便業務理事会による施行規則の改正

1　施行規則を改正する議案は、郵便業務理事会が取り扱う。

2　施行規則を改正する議案は、他の加盟国による支持を必要としない。

3　この条に規定する議案は、郵便業務理事会が緊急の必要があると認める場合にのみ、同理事会による審査の対象とされる。

第百四十三条　大会議から大会議までの間に採択された決定の通報

1　万国郵便条約及び約定並びにこれらの最終議定書の改正は、加盟国政府に対する国際事務局長の通報によって確定される。

2　郵便業務理事会による施行規則及び施行規則の最終議定書の改正は、国際事務局が加盟国及びその指定された事業体に通報する。万国郵便条約第三十八条3.2及び約定の条項であって同条約第三十八条3.2に相当するものに定める規定の解釈についても、同様とする。

第百四十四条　施行規則及び大会議から大会議までの間に採択された決定の効力発生

1　施行規則は、大会議が作成した連合の文書と同一の日に効力を生じ、同一の期間効力を有する。

2　1の規定が適用される場合を除くほか、大会議から大会議までの間に採択された連合の文書の改正に関する決定は、その通報の少なくとも三箇月後でなければ実施されない。